詔書

日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、令和元年七月二十一日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和元年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三